

2013年10月11日

報道各位

住友金属鉱山株式会社

ソロモンニッケル探鉱プロジェクトの国際入札に関する訴訟について

住友金属鉱山株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 中里佳明）は、ソロモン諸島国の現地探鉱子会社 SMM Solomon Limited（以下、「SMM ソロモン社」）を通じて、2005年から同国のチョイスル島およびサンタイサベル島で探鉱権を取得しニッケルの探鉱プロジェクトを推進しておりますが、加えて2010年12月4日、同国政府が実施した国際入札に参加し、サンタイサベル島ニッケル鉱床の3鉱区（以下、「入札鉱区」という）について落札が認められました。

しかしながら、2011年初頭に同国政府からSMM ソロモン社の当該落札等を一方的に取消され、国際入札に参加していない豪州の探鉱会社であるアクションム（Axiom）社の子会社アクションム KB（Axiom KB）社に、このうち2鉱区の探鉱権等が付与される事態となりました。

これに対してSMM ソロモン社は、同国政府およびアクションム KB 社等に対して処分の取消しを求めて訴訟を提起し手続を進めてまいりましたが、来る2013年10月14日からソロモン諸島国の第1審裁判所である高等法院（High Court）で本格的な審理（Full Trial）が開始されることとなりましたのでお知らせします。（経緯等については別紙のとおり）

当社は、HPAL（高圧硫酸浸出：High Pressure Acid Leaching）技術により、従来困難とされていた低品位ニッケル酸化鉱からのニッケル回収技術を商業的に世界で初めて成功させた実績を有しています。ソロモン諸島国の入札鉱区を含むニッケル鉱床ではそのほとんどが低品位ニッケル酸化鉱と見込まれており、ニッケル製錬技術を有する当社の総合的な技術力がソロモン諸島国の発展に貢献できるものと考えております。

（本件に対するお問い合わせ先）

住友金属鉱山株式会社

広報IR部 高橋 雅史

TEL：03-3436-7705

FAX：03-3434-2215

(別紙)

ソロモンニッケル探鉱プロジェクト国際入札に関する訴訟の経緯等について

1. 当社は、ソロモン諸島国の現地探鉱子会社 SMM ソロモン社を通じて、2010年 7月 23 日に同国政府により公示されたサンタイサベル島ニッケル鉱床に関する国際入札に参加、同年12月 4日、入札対象地域（サンジョージ、タカタ、ジェジエボ鉱区、以下、「入札鉱区」という）についての落札通知および Letter of Intent（入札鉱区の地主との立入契約取得を条件として探鉱権を付与する旨の鉱業大臣による有効期限1年の意向書、以下「LOI」という）を受領した。
2. しかしながら、2011年 1月に同国鉱業大臣により当該落札および LOI について、適切な理由説明も弁明の機会もなく取消状が発行され（ただし、取消状は、同年 3月になつて初めて SMM ソロモン社へ交付された）、同年 4月 12日には、鉱業審議会で上記取消しが追認されるとともに国際入札に参加していない豪州の探鉱会社であるアクションム（Axiom）社の子会社アクションム KB（Axiom KB）社に、タカタおよびサンジョージ鉱区について、LOI が付与されるとともに、その 3日後にタカタ鉱区について探鉱権が付与された。
3. SMM ソロモン社は、同国政府に対してその是正を求めたが、対応がなされなかつたため、取消訴訟の提訴期間満了日である2011年 7月 15日、同国政府および権利の付与を受けたアクションム KB 社等を相手として、処分の取消等を求める訴訟をソロモン諸島国高等法院（High Court）に提起した。
4. あわせてアクションム KB 社の探鉱活動等を禁ずる仮処分を申請し、仮処分は一審、上訴審とも認められた。
5. 高等法院は、仮処分の上訴裁判所（日本の最高裁に相当）の指導もあり、当事者の合意により 5つの争点に絞って予備審理を行い、2012年 6月 18日、5つの争点全てについて SMM ソロモン社の主張を支持する判決を下し SMM ソロモン社が勝訴した。アクションム KB 社は、この判決に対して上訴し、2012年11月 2日、上訴裁判所は、審理不十分等を理由として予備審理に基づく当該高等法院判決を破棄し、本格的な審理(Full trial) のため、高等法院に差し戻した。
6. 高等法院での差戻審では、2013年10月 14日に本格的な審理が開始される予定である。SMM ソロモン社は、ソロモン諸島国政府の行った国際入札手続により適法に取得した落札と LOI が違法に取り消されたことやその後国際入札に参加していないアクションム KB 社に付与された探鉱権が無効であること等を含め、SMM ソロモン社の権利回復のための主張と立証を行う予定である。

以上

(ご参考)

ソロモンプロジェクトの位置図

